

議案第七十九号

港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例

港区立学校施設等使用条例（平成二年港区条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表(一)の部中「一、四〇〇円」を「一、七〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、九〇〇円」

に、「三、〇〇〇円」を「三、六〇〇円」に、

「二〇〇円」

「四〇〇円」

を

「二四〇円」

「五〇〇円」

に、「五〇〇円」を「六〇〇円」に、「八〇〇円」を

「一、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同部備考2中「使用料は、」の下に「当該施設ごとに一回の使用につき千六百円の範囲内において」を加え、同表(二)の部中「四〇〇円」を「五〇〇円」に、「一〇〇円」を「一二〇円」に、「一五、六〇〇円」を「一

八、七〇〇円」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立学校施設等使用条例別表の規定は、平成二十九年四月一日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

(説明)

学校施設等の使用料を改定するため、本案を提出いたします。